

第4章 コモンズとしての「水辺」

—手賀沼の環境誌

菅 豊

1—汚された「水辺」

日本一汚された湖

手賀沼。この沼は、不名誉な記録を保持しつづけてきた。千葉県の北西部に位置する手賀沼は、柏市、我孫子市、印西市、沼南町などに取り囲まれ、湖沼面積六・五平方キロメートル、総水量五六〇万立方メートルと、千葉県では印旛沼に次ぐ大きさをもつている。かつてこの沼は、武者小路実篤や志賀直哉などの文人にこよなく愛されてきたが、今ではその頃の面影はまづたくない（写真1）。

環境庁によつて集計された、全国水域の一九九九年度の「公共用水域水質測定結果」によると、手賀沼は、一リットルあたりのCOD（化学的酸素要求量）の年平均値が、一八ミリグラムと日本湖沼の最高値を記録した。CODとは、一定の酸化剤によつて消費される酸素量のこととし、水中の有機物の量を示す指標であり、この値が大きいほどその水は人為的に汚染されていることになる。同年度のワースト二位印旛沼（千葉県）のCOD値が一二ミリグラム、ワースト三位の牛久沼（茨城県）、佐鳴湖（静岡県）



写真1 干拓された手賀沼。千葉県印西町から沼南町布瀬（ふぜ）を望む。

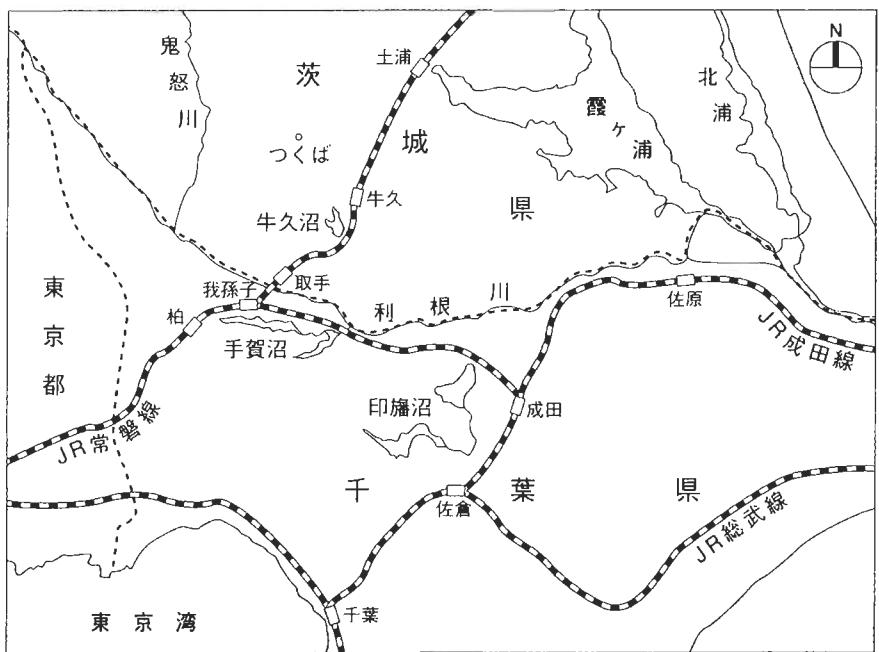


図1 手賀沼位置図

が一一ミリグラムと、その後続に大きく差をつけていていることからも、この沼の汚染のひどさが推し量られよう。この不名誉な記録を、手賀沼は、環境庁が水質調査を開始して以来、二六年間の長きにわたつて一回も「トップの座」を譲ることなく、保持しつづけてきたのである。

水質汚染の理由

この沼は、なぜこれほどまで汚れてしまったのか。

それは、流域に居住する人びとの生活排水が主たる原因である。流域面積一六三平方キロメートルに、四五万七〇〇〇人もの人びとが住み、長年にわたつて生活排水をこの沼へと注いできた。この地域は、一九六〇年代後半から東京のベッドタウン化が進み、急激に人口が増加した。それに對し下水道などの基盤整備が追いつかないために、手賀沼の水域は侵されつづけてきたのである。

手賀沼に流入する汚濁物質の発生源別割合をみると、地域住民が排出する生活排水を主たる根元とする「生活系」が、全体の七〇・四%も占めているのである。手賀沼汚染の根の深さは、その汚染によつてもつとも被害を受ける可能性の高い沿岸住民自らが、そのものの加害者であつたことである。

もちろんこのような状況に、環境行政を行う国や県なども、ただ手を拱いてきたわけではない。手賀沼は、汚染状況が看過できぬところまで進行したため、「湖沼水質保全特別措置法」に則つて湖沼水質保全計画が策定され、一九八六（昭和六一）年度から一九九五（平成七）年度までの二期、計一〇年間にわたり各種施策が進められてきた。具体的には、下水道の整備や、沼中のアオコやヘドロの浚渫回収、流水の妨害となつていていた橋脚の掛け替えなど、直接的な浄化対策がとられてきた。また、利根川から手賀沼に、毎秒最大一〇トンの水を流し込む北千葉導水事業もすでに開始されている。一九九六年度からは、さらに五年間、第三期計画が策定され、現在も浄化施策は継続されている。

沼をきれいにしようとするこのよだな動きは、行政だけではなく地域住民によつても行われ、汚染源である生活排水の汚れを軽減させる市民運動が展開されている。たとえば、「せつけんの街共有者の会」が一九八四（昭和五九）年に結成され、廃食油の回収やリサイクルせつけん作り、ゴミ減量化などを通した啓蒙活動、環境教育運動を積極的に行つてゐる。市民レベルの環境に対する意識は確実に高まりつつある。

しかし、それらの多くの人びとの努力にしても、二〇数年間の長きにわたる手賀沼の荒廃状況を、一朝一夕に根底から改善することは容易ではない。手賀沼の汚染を抜本的に解決するためには、今後、さらに長きにわたる絶え間ない地域住民の努力が不可欠である。また、多額の環境修復コストの投入も、余儀なく求められることであろう。

手賀沼汚染の最大の理由は、すでに述べたような流域人口の増大と、それにともなう生活排水流入といふことで、たしかに一応は片づけることができる。しかし、そのような理由だけを、汚染進行に当初から歯止めをかけることができなかつた理由として考えることはできない。なぜならば、後述するように、第二次世界大戦中までは、手賀沼の豊潤な自然を周辺住民が糧とする、「水辺」と密着した生活の歴史が存在していたからである。この歴史を背負う人びとが、なぜに、そうやすやすとこの沼の状況の悪化に甘んじてきたのか。なぜ、生活排水による汚染を止めることができなかつたのか。そのような視点が、今の手賀沼汚染解決の場には大きく欠けているといわざるを得ない。

もちろん、環境に対する意識が高まりつつある新住民が、移住当初、この沼に対し「縁なき者」として、その状況の悪化に無理解、無関心であったのは、当時の日本人一般の環境問題に対する認識の低

さに照らし合わせても理解は可能である。また、この環境問題に対する認識は、古くから住んでいた人びとでもそれほど大差があったとは考えられない。だが、もともと沼周辺に居住し生活を営んでいた人びとは、沼の変化に対して新住民に比べ敏感であつたことも推測に難くない。にもかかわらず、本当の沼の姿を知り尽くしている人びとが、このような汚染に歯止めをかけることができなかつたのは、沼を壊していく過程に、本来沼と「縁ある者」としてかかわっていた人びとの、意識の変化が大きく影響を与えていいると考えられるのである。

2—豊かであった「水辺」

日本全国に広く分布する河川湖沼沿岸地域、これを本論では「水辺」と総称する。」
「水辺」の植物相
の「水辺」には、かつては潤沢な自然が存在した。

人間側から大きく、自然改変の圧力がかけられる以前、ほぼ、第二次世界大戦から高度経済成長期以前と考えてよいが、流れの穏やかな川岸や湖岸には、ヤナギ類、ヤチダモ、ハンノキなどの灌木が生い茂つていた。そして、水際の低湿地には、湿性植物が育ち、水に浸る浅場には抽水植物、さらに深いところに向けて浮葉植物、沈水植物が繁茂していた。実に多様な植生が、「水辺」には成立していたのである。

陸と水の接する「水辺」は、水分や土壌、水深などの自然条件が、限定的な空間の中で大きく変化するため、灌木類から湿性植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物など多種多様な植物群落が発達する。この植物群落は、日本の近代化が完了するまで、人びとの暮らしを支える貴重な資源として存在しつづける。

てきた。灌木類は薪炭として用いられるほか、漁具などの材料となり、スゲ類やヨシ、マコモ、ガマ類は、笠や簾、簾など生活用品の材料や、建築材料、家畜飼料として使用された。また、ヒシ、ジンサイは直接人びとの食料となり、沈水植物は稻作に欠かすことのできない肥料となつた。

一九一一年（明治四四）年、植物学者の中野治房は、“The Vegetation of Lakes and Swamps in Japan”（日本湖沼植物ノ生態〔手賀沼〕）⁽¹⁾と題する論説のなかで、当時の手賀沼の植生について詳しく述べた。そのなかで彼は、手賀沼の湖沼植物の構成を五つに分類している。まず、水深一・六一メートルの、比較的深い部位に構成される「Zone of *Potamogeton*」（ヒルムシロ属帶）では一七種が、次いで、平均水深約一・七メートル付近に構成される「Zone of *Zizania Aquatica* L.」（マコモ帶）では四種、さらに、平均水深一メートル付近の「Zone of *Typha angustifolia*」（ヒメガマ帶）では九種、岸辺の「Zone of *Phragmites communis* TRIN.」（ミシ带）では四種、浅い水たまりや小川、水田中に構成される「Zone of *Sagittaria sagittifolia*」（オモダカ帶）では、三一種もの植物が確認されている。このうち、「Zone of *Potamogeton*」（ヒルムシロ属帶）に存在する一七種のなかで一〇種が、沼周辺の農民によつて水田の肥料として大量に用いられていることを中野は指摘している。

このような植物の多様性は、一九六〇年代以降激変する。浅間茂によると、沼沿いに分布するヨシ、マコモ、ヒメガマなどの抽水植物は、体が水面上に出ていたために水質汚染の影響をあまり強く受けず、現在にまで至っているという。ところが、一九六〇年代初頭の流域開発初期から、ヒルムシロ科、イバラモ科などの沈水植物、ヒルムシロ、ガガブタなどの浮葉植物に影響が出はじめ、六〇年代末から

七〇年代初頭には沈水植物が全滅し、さらに、七〇年代半ばには浮葉植物までも全滅するという憂き目にあつてゐる(2)。手賀沼の豊かな植生は、この数十年でプラスティックに破壊されてしまったのである。

「水辺」の動物相 豊かであつた多様な植物相は、同時に多様な動物相を支えていた。有機物が堆積し遮蔽物の多い「水辺」は、昆虫類、貝類、魚類、鳥類、両生類の格好の住み処であり、産卵場、避難場であつた。河川湖沼の大部分の面積を有する水面域よりも、その動物相は多様であり、季節的には量的にも優勢となることがあつた。そのような動物類も、かつては「水辺」周辺に生活する人びとにとつて、資源であつたのである。そのような資源であつた動物たちも、水質の汚濁、植物相の貧弱化にともない、大きな変化を余儀なくされている。

まず魚類についてみてみよう。一九二三（大正一二）年刊の『千葉県東葛飾郡誌』によると、手賀沼を含む東葛飾郡に分布する淡水魚として、「鮎」^(アマズ)、「鯉」^(コイ)、「鰻」^(ウナギ)、「鮭」^(マス)、「鰆」^(ドジョウ)、スズキ、イナ、ヤマベ、シラタ、メダカ、ハゼ、ヤナギ、サイ、ワカサギ、エビ、カメ、カニ、サケ^(サケ)⁽³⁾と多彩な魚類があげられている。同書所収の一九一五（大正四）年のデータによると、「鰻」が約一二トン、「鮭」が約九・六トン、「鯉」が約九・五トン、「鮎」が八・八トン、「鮎」が七・五トンもの漁獲高をあげている(4)。また、同書所収の「湖北村誌」には「手賀沼の鰻」、「手賀沼の公魚」^(ワカサギ)⁽⁵⁾として別項が設けられ、この二魚が、手賀沼の特産である旨記されている。特にウナギは、手賀沼産のものを古来より「あを」と称し、市中において江戸前のウナギとして名声を博していた。

ところが、一九八七（昭和六二）年の手賀沼漁業協同組合による、淡水動物の変遷調査によると、当

時、コイ科魚類を中心として、コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナなどは依然生息密度が高いが、ウナギ、ドジョウは一九五〇年代後半から減少傾向を強め、一九八〇年代末では生息密度は低いとされる。ワカサギも同様の減少傾向を辿り、年間一〇〇〇万尾近く放流したものの、その姿はほとんどみられなかつた(6)。現在に至ると、大半の魚類は放流による人為的な増殖によつて、その命脈を保つているといつても過言ではない。

鳥類はどうであろうか。手賀沼は、古くからガンカモ類を中心とした鳥類の飛来地であった。一九八八年から一九九〇年の二年間の手賀沼水面域鳥類センサス調査⁽⁷⁾によると、カモ科、クイナ科、サギ科を中心に、八目一五科五二種の鳥類が確認されており、そのうち約七割をカモ科の鳥が占めている。年間を通じてもつともよく見受けられた優占種はカルガモとオオバンで、冬期に飛来するコガモ、ハシビロガモ、オナガガモなどのカモ類がこれに次いだ。ところが、筆者による一九二〇年代の鳥相の聞き取り調査では、狩猟対象鳥に限つてみても、三目三科二一種で、そのなかで存在が確認されたヒシクイやマガソなどのガンの仲間が、現在ではほとんど手賀沼ではみられなくなつてゐるのである(8)。

後で述べるように、ガンカモ科を中心とする水鳥は、かつては沼畔の人びとにとつて貴重な資源であり、人びとの生活を維持する上で大いに寄与してきた。そのような歴史をもつ動物たちも、今は昔日の面影はない。

「水辺」利用の生業活動

手賀沼の「水辺」に生活する人びとは、このような動植物の多様な資源を、長い間享受してきたのである。その結果、この地において人びとの生活を維持させる生業は特徴的な形態を有するようになった。それは、多様な資源に適応する複合的な生業形態であ

る⁽⁹⁾。この複合的生業形態を、沼とともに深くかかわってきたムラでみてみよう。

千葉県東葛飾郡沼南町布瀬は、手賀沼に岬状に突きだした舌状台地の先端部に立地し、第二次世界大戦前までは集落の北、東、南側の三方が沼に面していたが、現在では、北、東側が干拓され、南側にわずかな「水辺」を残すのみとなっている。

まだ、「水辺」に包まれていた時代、昭和初頭までの布瀬の生業は、稻作、畑作、漁撈、狩猟、採集という諸活動が、複合的に営まれていた。この諸活動は、台地上から下つて水面までの多様な環境を利⽤することで成立している。

まず台地上では、一部薪炭林を除き、畑作が行われていた。ここはダイバタケと呼ばれた。天水に頼る畑作地で、ムギなどの商品作物のほか、サツマイモ、サトイモ、ダイズなどの自給作物を栽培していた。そこから沼へおりる台地斜面には家屋が集中するとともに、シタバタケという家庭菜園的な畑作地が拓かれ、自給用の蔬菜類を栽培していた。

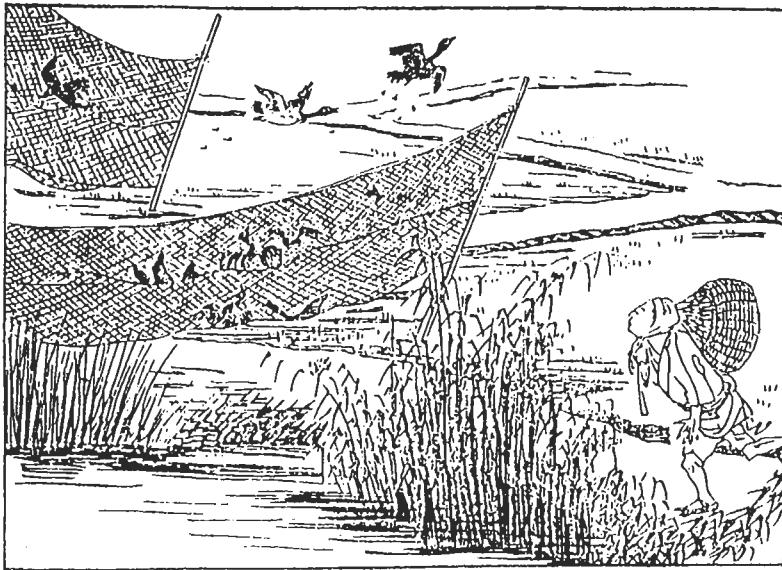
台地周辺の平坦地は、ほとんどが水田である。台地に複雑に入り込むヤチや沼畔の水田は低湿田であり、用水より排水に困難を生じることが多かつた。特に沼畔の水田は、大水時には利根川から逆流水が入るため、たびたび冠水するほどであったという。この水田から沼にかけて、大きな低湿地帯が広がっていた。

陸地に近い低湿地には、ヨシ、マコモ、ヒメガマなどの抽水植物が繁茂していた。ヨシは漁撈具の簣の原材料で、建築材にも使われ、また、ヒメガマ、マコモは籠の材料になるなど、生活用具の素材として頻繁に利用されていた。

図2 ハリキリアミ
(出典)農商務省『狩猟図説』明治二十五〔一八九二〕年

この低湿地帯は、第二次世界大戦中まで、水鳥猟を行う猟場として重要な意味を布瀬ではもつていた。ここで冬場、ハリキリアミ猟と呼ばれる水鳥猟が行われていたのである(図2)。ハリキリアミ猟はいわゆるかすみ網である。水鳥猟は農閑期である一一月初旬から翌年二月いっぱいの約四カ月間行われた。この猟は、布瀬を含む手賀沼沿岸一二集落で組織される手賀沼鳥猟組合によつて管理されていた。獲得された水鳥たちは、自給用よりも、商品といった色彩が濃い。捕られた水鳥の大部分が、大都市(東京)に運ばれ消費されていたのである⁽¹⁰⁾。

手賀沼の水面でも、水鳥猟が行われていた。これは、ボタナ猟といって、鳥もちを付けた細縄を水面に流し、遊泳する水鳥を絡め取る方法である。ただし、この狩猟技術は布瀬のみが独占的に行う権利をもち、ほかの一集落にはその権利がない。鳥猟組合のなかで、布瀬の占める位置は別格で、ボタナ猟を独占的に行う権利があるほか、全集落の出猟日、出猟時間を決定する



ことができ、また鳥獵組合を取りしきるカンジチヨウ（幹事長）をつねに選出することができるという特権を有した。そのため、布瀬はオヤハマ（親浜）と呼び称せられていた。

水面では、食用のヒシやジュンサイなどの採集活動も行われ、水中の沈水植物は水田の肥料として採られた。また、沼底の泥土も水田昇級用に使われたのである。そして、水面は、何よりも豊かな魚類を獲得する漁場として利用された。当時、簣立て^{すだて}、網、釣り、筌^{うけ}、刺突漁^{しとうりょぎ}など一〇数種もの漁法が展開されており、そこで獲得された魚類は、水鳥と同じく都市へと供給されていたのである。特に、ウナギが重要な産物として取り扱われてきたことは、先にも述べたとおりである。

以上のように、布瀬では多様な環境に応じて、さまざまな生業活動を展開していた。そして、そのなかで「水辺」を巧みに生活空間として取り込んできたのである。このような「水辺」とのかかわりは、なにも布瀬に限られたものではなく、手賀沼沿岸村落すべてに共通するものであった。

3-「水辺」の共同管理システム

共同所有地（共有地） この地では、「水辺」と密接にかかわりながら、非常に多様な資源に対応して農としての「水辺」 耕、漁撈、狩猟、採集を行う生業複合の戦略をとってきたのである。その結果、「水辺」には共有地が設定され、共同体管理のもとにさまざまな規制が制定され、持続的な社会システムが構築されたのである。

日本において、コモンズは山野河海に広く成立している。山からは薪炭用の木材ばかりではなく、キノコ・山菜などの可食植物が採集され、野からはカヤなどの建築材が採られる。また、河海では魚介類

が、産物として獲得してきた。これらの資源に対するアクセスは、決してオープンなものではなく、土地土地の環境、政治、経済状況に応じて社会的に管理されてきたのである。その仕組みは一般的に入会（Iriai）などと呼ばれ、村落などの共同体、あるいは社会集団の成員に利益を持続的に配分し、サブシステム・エコノミーを維持する上で不可欠な役割を果たしてきた。湖沼の沿岸部に構成される「水辺」も、そのようなコモンズの性格を強く帶びていた空間の一つである。手賀沼において、「水辺」のコモンズ性は、水鳥獵という活動とともになって顕著になる。

たとえば布瀬の場合、ハリキリアミ獵を行う獵場は民有地で、そこには個人所有地とともに布瀬の共有地があった。そして、その共有地を鳥獵組合がムラより年限契約で借り上げる形で獵場として使用していた。

一九三二（昭和七）年に鳥獵組合と、布瀬のムラが取り交わした「貸借契約書」⁽¹⁾が残っている。それによると、獵場はマコモの生える「真菰生地」と、「原野」に分かれている。獵場として借り上げられた「真菰生地」は、三四町二反二畝二歩（約三四ヘクタール）の個人所有地であった。また、「原野」は字「内川」にある共有地で、そのうち獵場としては一五町五反四畝二一步（約一五・四ヘクタール）が借り上げられている（後掲の図3左参照）。

この「貸借契約書」は布瀬の「区長」宛に出されているが、借用人は「獵場借入総代」四名と「鳥獵幹事」二名のほか、「区長」が連記されている。つまり貸す側、借りる側双方に「区長」が入っているのである。これは、「区」というムラ組織と鳥獵組合という生業組織がかなりの一体性をもっていたことを示す。

水鳥獵を行うためには、カブと呼ばれる権利が必要で、一九三二年時点では布瀬では一二カブがあつた。この一二カブ中八カブは新カブで、増やされてから間もないカブである。当時は布瀬には、一二〇数戸あつたというから、全戸がカブを所有し獵を行えるという状況にあつたわけではないが、ほとんどの家が狩獵する権利を有し、鳥獵組合に加入していたことになる。実際の狩獵への参加は、各家の事情によつてまちまちであつたが、あくまで権利の面からいえば、村落組織と鳥獵組合という生業組織は大方重なり合つていたといえる。

共同利用地（共用地）としての「水辺」　　このように獵場として共有地を利用していたが、面積としては、個人所有地である「真菰生地」が獵場の約七〇%ほども占めている。したがつて、水鳥獵は、単なる共有地のみで展開される活動ではなかつたといえる。しかし、この個人所有地も、共有地と連続してコモンズとしての「水辺」を構成していたと考えなければならない。なぜならば、この個人所有地は、使用の段階において大きく社会的規制を受けていたからである。

「真菰生地」の個人所有者は、この場所を狩獵時以外にマコモ採りやヨシ採りなどの採集活動や、「開墾（小規模な低湿地水田）」など小規模農業にも利用していた。「開墾」は、沼回りの「水辺」に作られる農耕地で、マコモやヨシを刈り取つたところに、ドロコギといつて沼の底土を掘りあげ昇級した個人的な簡便な水田である。

古くは、この個人所有者の自分の土地に対する使用権は制限され、ムラの狩獵地としての慣習的共同利用権が優先されていた。昭和初頭でも、たとえば、「筋」というハリキリアミを張る場所を確保することを条件に、字「切歩」の個人所有地では「自由開墾」が認められ、また字「作兵衛」の個人所有地にとつて有利な契約になつてゐる。

この契約の付帯条項をみる限り、昭和初頭においても、水鳥獵の社会的拘束力は無視できないものであつたことが理解できる。そして、水鳥獵はほかの生業と比べて、生業活動としての社会的優位性をもつていたことも理解できよう。

この社会的な規制は、水鳥獵の獵期にはさらに強化される。水鳥獵期の「水辺」の社会的規制を、手賀沼沿岸集落ではトメカワと表現し、ムラ全体で遵守されていた。鳥獵組合ではカワバンという監視人を作り、この規制の徹底を図っている。規制は各種狩獵技術など狩獵に直接かかわる事柄のほか、沼上舟航の制限や漁撈、採集、耕作（開墾）の禁止、沼岸への関係者以外の立ち入り禁止、灯火管制、獵場での喫煙の禁止などと多岐にわたつてゐる。このような多くの規制は、獵場周辺の水田所有者や、沼内部を通行する外部者までも規制するものであつた。

手賀沼の「水辺」には、個人所有地があるが、そこも共有地と同じく社会的な拘束からのがれることはできず、連続して共同利用地（共用地）⁽¹²⁾として扱われてきたのである。その点からして、「水辺」のコモンズ性は顯著であるといわざるを得ない。

近世における「水辺」の動き　　古くは日本各地の多くの地域で「水辺」を入会地として共同に管理し、利用してきた。

特に、田地の刈り敷き肥料の材料となる植物を採取する林場⁽¹³⁾として、「水辺」を利用す

る場合、この入会的な性格は強まる。しかし、流通経済が農村に浸透はじめ、購入肥料が普及する一七世紀後半から一八世紀初頭より、この空間をみだりに変えたり、荒廃させることを戒めていた共同体規制は緩み、漸次その姿を変えていく。そこには藩や幕府など石高増大を目ざす支配者側から、また、有利な投資を目指す商人や富農などから外在的な圧力がかかり、費用、工法、労力などが大規模な開発が行われていく。いわゆる、新田開発である。このような新田開発の波は、当然、手賀沼にも幾度となく押し寄せていた。しかし、手賀沼では、その地形の影響もあり、「水辺」の陸地化の企ては近世において完遂されなかつたのである。

手賀沼は近世初頭、寛永期（一六二四—一六四三年）には、利根川への水路掘削が始まられ、それによつて幕府代官主導の開発が着手された。しかし、度重なる水害によつてはかばかしい成果が上がらず、一六七一（寛文一一）年に、江戸小田原町海野屋作兵衛らの商人請負新田開発が始まる。この開発も遅々として進まず、享保期には幕府による積極的な新田開発政策によつて、再び幕府が関与することとなる。この時は、布瀬の地先から対岸まで「千間堤」（図3参照）と呼ばれる仕切り堤を施し、下沼（沼の東側）と上沼（沼の西側）を分離し、浅い下沼を干拓しようとするものであつた。これも、度重なる洪水で決壊し、下沼は結局干拓化されることなく元に復した。一七三〇（享保一五）年の新田検地によると、高入総高一五〇〇石あまりの新田が、この時まで開発されたことになる。その後、天明期（一七八一—一七八八年）に老中田沼意次らによつて、手賀沼、印旛沼の全面的な開発が企図されるが、これもまた失敗に終わつた⁽¹³⁾。手賀沼の地形的な条件から、近世には「水辺」を大規模に改変する開発は行われなかつたといえる。

このように、結果として「水辺」が大規模に残された状況にあつて、沿岸住民は水鳥猟を営み、社会的なシステムを作り上げた。近世の手賀沼における近世前・中期の水鳥猟の実態は定かではないが、近世も末になると、水鳥猟の存在と、社会的な組織化の存在が明確に確認できる。

布瀬近隣の片山村では、一八四六（弘化三）年には、新田として開発した沼周りの水田がたびたび冠水し、稻が腐つて種糲まですべて失われるという状況にあつたため、マコモを再び植えつけ、鳥の狩猟地へと復旧させている⁽¹⁴⁾。この時代の布瀬ではすでにハリキリアミ猟が行われており、「網張場」（猟場）を区画に分け、「場金」を支払うことによつて使用する、猟場の借上制度も始まつていた⁽¹⁵⁾。そして、周辺村落とともに行う共同狩猟は確立されていた⁽¹⁶⁾。幕末までには、第二次世界大戦まで続いたコモンズとしての「水辺」の社会システムは、完成されていたと考えられる。

4 「水辺」の崩壊と終焉

近代における「水辺」の揺らぎ 明治に入ると地租改正にともなつて、狩猟地に関しては地租を支払い、狩猟者は鳥猟税を納付することにより從来の共同狩猟は続けられた。しかし、明治維新後の制度的な変革の混乱もあつたのだろう、この近代初頭から、コモンズとしての「水辺」を前提としてきた水鳥猟が揺らぎはじめる。

明治になると從来、社会的な規制によつてその使用が強く制限されていた猟場に、銃猟者が出没するようになる。銃猟は捕獲する量こそ少ないものの、その音によつて多くの水鳥を威嚇し拡散させるため、從来行われていた狩猟の大きな妨げとなつた。布瀬では、今でも「祭りでも花火をあげてはならない」

という民俗的禁忌が伝承されるほどの土地である。そのため、一八七九（明治一二）年に銃猟を禁制とし、一八九二（明治二五）年には、猟場を銃猟禁止区域として申請している。

一八九五（明治二八）年、「狩猲法」が施行されるのにともない、慣習的に編成されていた共同狩猲の組織を、手賀沼鳥猲営業組合として正式に発足させ、組合規約を整備し、鳥猲の継続に努めた。しかし、「狩猲法」という近代法の整備の結果、近世よりの旧慣によつて猟場の使用が保証されていた狩猲地使用慣行が保証されなくなつた。猟場を設定するためには、狩猲を行わない近隣町村の合意を得ることも必要となつた。そのため、かなり強固であつたトメカワ規制を、これらのムラに対しては従来より緩めていくことを余儀なくされた。

また、近代の法制改革は漁業にもおよび、漁業免許が独立して交付されるようになる。その結果、慣習的な猟場への制限が、漁撈活動へはおよびにくくなつた。漁業と狩猲はその展開される空間が競合するのである。従来は、ムラ内部で展開される諸活動は、ムラ内部の慣習法的な論理で統合的に把握され、それそれがかかわり合いながら調整されてきたが、その調整力が弱まつたのである。

さらに、猟場の存続の根幹を搖るがす事態が、水鳥猲を行つていたムラ内部から起つてくる。一八九九（明治三二）年に施行された耕地整理法が村々に浸透するなか、手賀沼沿岸村落でも水田造成、整備が活発化する。一九〇八（明治四二）年には、地主と土地の使用料に関して協議不調に終わり、手続きが遅滞する事態も起きている。また、一九一三（大正二）年には、狩猲免許の継続申請において、耕地整理の関係で公用水面の使用許可がおりなかつた。そのため沼II公用水面の共同狩猲地の大半を失うこととなり、細々と伝統狩猲を継続することとなる。この状況は、再び銃猲者の侵入を招くこととなる。

る。

水鳥猲の終焉

ようやく一九一九（大正八）年に共同狩猲地が復興するが、銃猲による鳥数の減少、耕種者もその数を減ずることとなる。一九三一（昭和六）年、農林省が行つた「共同狩猲地ノ沿革慣行其他調査」に対する、手賀沼鳥猲組合の回答に、鳥類の減少について「鳥類ノ減少ハ狩猲者減少ノ大ナル原因ナルモ狩猲者ノ減少ハ一面ニ於テ鳥類保護上ノ欠陥トナリ愈々鳥類減少期ヲ早ムルノ原因タリ」⁽¹⁷⁾とある。つまり、鳥の数が減るのは、その鳥を捕獲する狩猲者が減つたためで、狩猲者は鳥を捕る側でもあり、守る側でもあつたのである。一見、狩猲は対象資源を減少させるかにみえるが、その実、狩猲を背後で支える社会システムが、資源の保護に大きく寄与していると考えられていたのである。そして、このように生活者として自然にアクセスし、働きかけを継続してきた人びとの意識は、「水辺」の自然の保全に重要な役割を果たしていた。

しかし、明治の中頃には九二九町三反八畝二五歩あつた共同狩猲地が、約三〇年間で八〇町六反七畝八歩を減じ、昭和初頭には総面積八四八町七反一畝一七歩に縮小してしまつた。この頃になると、従来、共同狩猲地の後援者としてあつた猟場の個人所有者と、鳥猲組合とは、利益および感情が相反することとなつた。ムラ内でも狩猲に積極的にかかわる人びとと、稻作に積極的にかかわる人びとに分解してしまつたのであり、「水辺」に対する意識ももずれが生じたのである。

先にあげた一九三一（昭和七）年の「貸借契約書」には、布瀬でも個人所有の民有地では、網を張る「筋」を残すことを条件に、「開墾」が認められている。また共有地の一部は「開墾着手ノ為」狩猲地か

ら除外されている。完全にコモンズとしての「水辺」の意味を消失してはいないが、着実にその崩壊は迫っていたと考えられる。ここに至るまで集落内の伝統的狩猟を保守する側と、新規水田の開発を推進する側とでは、「水辺」をめぐるさまざまなやりとりがあつたのだろう、「貸借契約書」には「双方慣例ヲ尊重シ平和ニ」⁽¹⁸⁾あることが明記されている。

「水辺」の所有者の造田の意欲と、それを背後で法的に保証する耕地整理法、そして米増産の時代的趨勢が、慣習的な村落の社会規制、狩猟地使用慣行を乗り越えはじめていたのである。カブの数から「水辺」の所有者も鳥猟組合に加入しているものと想像されるが、大きな情勢の流れのなかで水鳥猟を切り捨てる方向に走つたことは、経済性にもとづいた内発的動機づけ以上に、日本近代の制度改革、また、稻作に比重を置く近代農政という外在状況が強くかかわっていたのである。

そして、ついに一九四二（昭和一七）年、手賀沼鳥猟組合は解散されることとなる。

布瀬の鎮守、香取鳥見神社の境内、手賀沼をかつて見下ろしていた小高い丘に、現在でも、鴨猟記念碑が残っている（写真2）。これは組合解散に際し、過去の事績を後世に残すため立てられたものである。この建立時に、最後の組合「幹事長」湯浅喜太郎が著した『手賀沼鳥猟沿革』には、最終的に組合解散の理由が以下のように記されてある。

「時世ノ推移ニ隨ヒ逐年猟ハ減退シ我が現下ノ国情ニ鑑ミ同猟場モ開拓シ美田トシ食糧増産確保ニ努メ國家ノ大業ヲ果タサント組合一致可決茲ニ解決シタルナリ」⁽¹⁹⁾。

写真2 鴨猟記念碑（千葉県沼南町）

この沿革には、鳥の飛来数の減少理由として、銃猟のほかに「附近飛行場ノ練習地ノ如クナリ且監視所ヨリノ探照燈ノ射光逃去ルモ」因ナラン⁽²⁰⁾とある。第二次世界大戦のさなか、暗雲漂うこの時期、長い歴史に支えられてきた伝統的な生業も、国家あるいは国情と無縁ではいられなかつたのである。

コモンズとして 以上のように、第二次世界大戦中まで、「水の「水辺」の終焉 辺」における水鳥猟は継続されるが、近代の推移のなかで徐々にその活動が衰微してきたことが理解できる。その活動は「水辺」のコモンズ性に支えられてきたものであり、コモンズ性の衰微と軌を一にしている。いや、むしろコモンズ性の衰微こそが、水鳥猟を終わらせた最大の理由といつてもよい。

「水辺」のもつコモンズとしての力は、近代に入り弱められてきた。そのため、銃猟は蔓延^{はびこ}り、ほかの狩猟の障害となる活動も「自由」になつた。共同利用の場であつた「水辺」は、水田化を推進されることによつて所有意識が高まり、共同利用の領域としての性格を弱め、狩猟という共同的な活動を排除するようになつたのである。



ここに手賀沼周辺に居住していた人びとの、「水辺」に対する意識の変化を読みとらなければならぬ。

本来、生活のなかで、身近で現実味のある「公一ムラ、地域」に属するものとして意識していた空間を、実際はその存在が概念的に権威づけられているにすぎない「公一国家」や、あるいは「私」に属するものとして意識することを余儀なくされたとき、そこに存在したコモンズ性は崩壊したのである。

個人のふるまいまでを制限する社会的規範が拘束力を失い、その結果、「水辺」と密着した生活の歴史をもつ手賀沼沿岸住民すら、沼に対してのオープン・アクセスを容認するようになつたといえる。コモンズとしての「水辺」の終焉である。

さらに、手賀沼の「水辺」は、その多くが陸地化されることにより実態としても終わりを迎える。

一九四六（昭和二二）年、終戦後の食糧難と、海外引き揚げ者の失業対策解決のため、手賀沼の国営干拓事業が着工された。これは、近代工法を駆使し、手賀沼の水害を克服して二〇年がかりで、ようやく一九六七（昭和四二）年に竣工した。これによつて、沼の東半分（布瀬の面する下沼）は陸地となり、四三五ヘクタールの美田が造成され、沼全体の約四五%が失われたのである（図3）。その結果、「水辺」での採集活動も終焉を迎えた。また、漁業は半分ほど残された水面で継続されたが、残念なことにこの活動は狩猟ほどには「水辺」を強固なコモンズとして維持する力をもつていなかつた。そのため、新住民の到来や、生活様式の近代化によつて水が汚されたのにもとない、漁業自体も衰微してきたのである。

第二次世界大戦中まで行われてきた、「水辺」を「水辺」として維持しながら働きかけを継続する活動——狩猟——は、当然「水辺」に対して改变の圧力をかけてきた。しかし、その活動を持続させるた

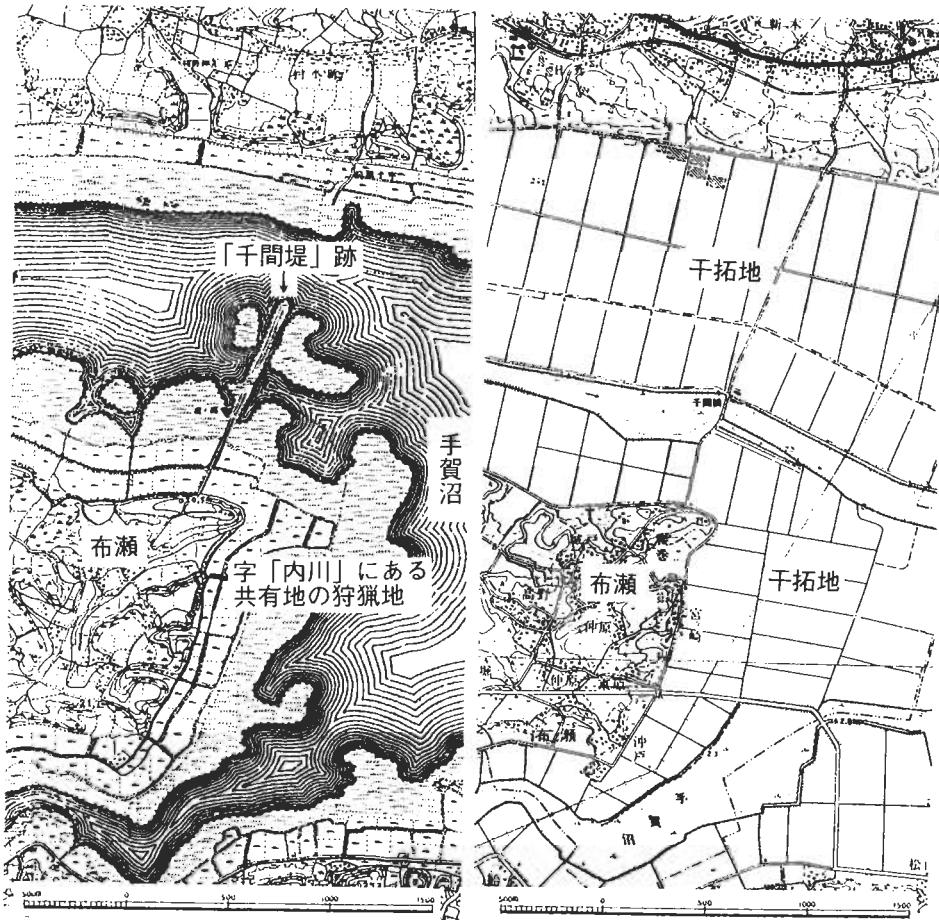


図3 手賀沼と布瀬の「水辺」の変遷
左：明治初頭（陸地測量部測量図より作成）
右：1980年代（国土地理院地形図より作成）

めに、人びとは強固なコモンズとしての仕組みを作り上げ、「水辺」と深くかかわりつづけることによつて、それ以上の保全の力を生みだしていたのである。

第二次世界大戦後の手賀沼のドラステイックな環境変化は、一義的に周辺人口の増大にともなう生活排水の流入に起因するものであるが、その流入を容認した背景には、本来、沼と密接に縁をもつてきた人びとが、その縁を絶つたことと決して無縁ではない。沼と「縁ある者」としてかかわっていた人びとが、新住民と同じく「縁なき者」と化したことにより、沼を守る、保全するという意識を減退させてきたといえるのである。

注

- (1) Nakano, Harufusa (中野治房) "The Vegetation of Lakes and Swamps in Japan" (日本湖沼植物ノ生態 [手賀沼]), *The Botanical Magazine* No. 289, 1911.
- (2) 浅間茂『手賀沼の生態学』備書房、一九八九年、五四一七四頁。
- (3) 千葉県東葛飾郡教育会『千葉県東葛飾郡誌』千葉県東葛飾郡教育会、一九二二年、八七頁。
- (4) 同、八一七頁。
- (5) 同、八七一八八頁。
- (6) 手賀沼漁業協同組合「手賀沼における淡水動物の変せん調査」手賀沼漁業協同組合資料、一九八七年。
- (7) 斎藤安行・平岡考・百瀬邦和・鶴見みや古・大山紀子「手賀沼とその周辺の鳥類センサス結果報告」—水面（一九八八一九九〇）『我孫子市鳥の博物館調査研究報告』一号、一九九二年、六一一七三頁。
- (8) 菅豊「〈水辺〉の技術誌—水鳥獲得をめぐるマイナー・サブシステムの民俗知識と社会統合に関する一試論」『国立歴史民俗博物館研究報告』六一号、一九九五年、二一五一二七一頁。
- (9) 菅豊「〈水辺〉の生活誌—生計活動の複合的展開とその社会的意味」『日本民俗学』一八一号、一九九〇年、四一一八一頁。
- (10) 菅豊「都市とムラの水鳥」『ひとと動物の近世——つきあいと観察』朝日百科日本の歴史 別冊・歴史を読みなおす一八号、朝日新聞社、一九九五年、三五一五五頁。
- (11) 布瀬区有文書（沼南町・立教大学博物館研究室『千葉県沼南町における民俗学的調査』五、一九八八年、七一八頁所収）。
- (12) 宮内泰介はソロモン諸島マライタ島の事例をもとに、住民と環境のかかわりを所有権と利用権の文脈から読み解いている。それによると、マライタ島アノケロ村の人びとが、所有権とは別個に共同利用権といふべきものを有し、環境を重層的に利用していることを明らかにしている。そしてこの共同利用権の保障が、住民の生活安定に重要な意味をもつている」とを指摘している（宮内泰介「重層的な環境利用と共同利用権—ソロモン諸島マライタ島の事例から」『環境社会学研究』四号、一九九八年）。
- (13) 植村国治『手賀沼沿革誌』手賀沼普通水利組合、一九三四年（なお、本稿では手賀沼土地改良区複写版、一九八三年によつた）。
- (14) 深山実家文書（沼南町・立教大学博物館研究室、前掲書、五頁所収）。
- (15) 江口行輝家文書（同書、四頁所収）。
- (16) 赤松宗旦・柳田國男校訂『利根川図志』岩波文庫、一九三八年、一七〇頁。
- (17) 沼南町史史料目録未載文書（沼南町・立教大学博物館研究室、前掲書、一三頁所収）。
- (18) 布瀬区有文書（同書、七一八頁所収）。
- (19) 沼南町史史料目録未載文書（同書、一五頁所収）。
- (20) 同、一六頁。